

交通安全施設整備事業・(歩道設置等)(庄内総合支庁)
H30年度完了

R1 鶴岡市交通安全対策会議

No.	路線名	箇所名	工種	計画延長	着工	完成	備考
A	(一) 面野山鶴岡線	鶴岡市 新形町	事故危険対策	1式	H30	H30	路面表示
	(一) 面野山鶴岡線	鶴岡市 大塚町	"	1式	H30	H30	路面表示、横断部カラー化
	(主) 鶴岡羽黒線	鶴岡市 新海町	"	1式	H30	H30	路面表示、横断部カラー化
-	鶴岡市管内	鶴岡市管内	区画線	50km			

R1 年度予定

No.	路線名	箇所名	工種	計画延長	着工	完成予定	R1内容
①	(主) 鶴岡羽黒線	鶴岡市 手向	改築	1470m	H16	R2	橋梁床版工、道路改良
②	(主) 余目温海線	鶴岡市 温海	交通安全、改築	267m	H20	H30年代前半	JR橋架替工事、道路改良
③	(主) 鶴岡羽黒線(3・4・3号羽黒橋加茂線)	鶴岡市 苗津町～神明町	街路	504m	H21	R2	電線共同溝整備
④	(一) 添津藤島停車場線(3・5・31藤島駅笹花線)	鶴岡市 藤島	"	444m	H23	H30年代前半	道路改良、橋梁下部工
⑤	(主) 鶴岡羽黒線	鶴岡市 みどり町	事故危険対策	1式	R1	R1	路面表示、横断部カラー化
⑥	(一) 面野山鶴岡線	鶴岡市 東新斎町	"	1式	R1	R1	路面表示
⑦	(一) 面野山鶴岡線	鶴岡市 城北町	"	1式	R1	R1	路面表示
-	鶴岡市管内	鶴岡市管内	区画線	50km			

事業箇所図

A (一)面野山鶴岡線(新形町 外 地内)

平成30年度完了



①(主)鶴岡羽黒線(手向地内)

②(主)余目温海線(温海地内)



④(一)添津藤島停車場線(藤島)



鶴岡市街地



○交通安全対策基本法（抜粋）

（都道府県交通安全計画等）

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。